令和６年度　維持管理の状況（廃棄物処理法第９条の３第６項）

岸和田市貝塚市クリーンセンター

○処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量　　単位：t

種類	月	１号炉	２号炉	３号炉	合計
可燃ごみ	４月	60.36	115.36	4,456.76	4,632.48
	５月	3,583.36	414.90	4,650.38	8,648.64
	６月	4,457.37	0.00	180.30	4,637.67
	７月	4,587.68	0.00	4,564.84	9,152.52
	８月	654.17	4,267.49	4,435.48	9,357.14
	９月	0.00	0.00	4,381.66	4,381.66
	10月	0.00	573.76	1,398.42	1,972.18
	11月	4,171.04	4,482.66	0.00	8,653.70
	12月	4,479.76	3,277.87	1,203.93	8,961.56
	１月	4,525.61	0.00	4,611.14	9,136.75
	２月	339.50	39.64	4,295.31	4,674.45
	３月	0.00	4,532.57	4,405.93	8,938.50

○燃焼室中の燃焼ガスの温度　　単位：℃

測定を行った位置	月	１号炉	２号炉	３号炉	基準値※１
焼却炉	４月	―	―	984	800℃以上
	５月	950	940	963	
	６月	962	―	―	
	７月	948	―	961	
	８月	937	948	942	
	９月	―	―	965	
	10月	―	928	950	
	11月	976	980	―	
	12月	975	968	945	
	１月	959	―	943	
	２月	930	―	967	
	３月	―	963	928	

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の１日
　　測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
　　表中の「-」は当該月の運転が炉の立上げ、立下げのみの場合を示す

○集じん器に流入する燃焼ガスの温度　　単位：℃

測定を行った位置	月	１号炉	２号炉	３号炉	基準値※１
減温塔出口	４月	―	―	173	おおむね200℃以下
	５月	173	170	173	
	６月	177	―	―	
	７月	176	―	173	
	８月	174	173	173	
	９月	―	―	178	
	10月	―	169	179	
	11月	172	171	―	
	12月	173	171	170	
	１月	174	―	172	
	２月	173	―	175	
	３月	―	171	172	

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の１日
　　測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
　　表中の「-」は当該月の運転が炉の立上げ、立下げのみの場合を示す

○煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（酸素濃度12%換算値）　　単位：ppm

測定を行った位置	月	１号炉	２号炉	３号炉	基準値※１
煙突	４月	―	―	0	100ppm以下
	５月	0	1	0	
	６月	0	―	―	
	７月	0	―	1	
	８月	0	0	1	
	９月	―	―	1	
	10月	―	1	1	
	11月	0	1	―	
	12月	1	1	0	
	１月	1	―	0	
	２月	1	―	0	
	３月	―	0	0	

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の１日
　　測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
　　表中の「-」は当該月の運転が炉の立上げ、立下げのみの場合を示す

○冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

除去位置		除去年月日（焼却炉停止中）
冷却設備及び排ガス処理設備	１号炉	令和６年４月15日～４月19日　８月19日～21日　令和７年２月20日～26日
	２号炉	令和６年９月９日～９月10日　12月27日～29日
	３号炉	令和６年６月18日～６月20日　10月15日～16日

備考：焼却炉運転中の冷却設備（過熱器）については、スートブローで周期的に除去
　　焼却炉運転中の排ガス処理設備（バグフィルタ）については、エアーパルスで周期的に除去

※１：廃棄物処理法施行規則第４条の５に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

○煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度　　単位：ng-TEQ/㎥N

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※２
煙突	１号炉	令和6年11月18日	令和6年12月17日	0.0000950	0.1ng-TEQ/㎥N
	２号炉	令和6年8月20日	令和6年9月17日	0.0024	
	３号炉	令和6年5月7日	令和6年6月3日	0.00000009	

○煙突から排出される排ガス中の硫黄酸化物排出量　　単位：㎥N/h

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※３
煙突	１号炉	令和6年5月29日	令和6年6月18日	0.0054	24.9㎥N/h
		令和6年7月9日	令和6年7月23日	0.0037	25.0㎥N/h
		令和6年11月18日	令和6年12月6日	0.0057	24.7㎥N/h
		令和7年1月14日	令和7年2月10日	0.0039	24.7㎥N/h
	２号炉	令和6年8月20日	令和6年9月13日	0.0032	24.0㎥N/h
		令和6年11月19日	令和6年12月6日	0.0052	24.5㎥N/h
		令和7年3月10日	令和7年3月24日	0.0031	24.2㎥N/h
	３号炉	令和6年5月7日	令和6年5月23日	0.0053	24.7㎥N/h
		令和6年7月10日	令和6年7月23日	0.0051	24.5㎥N/h
		令和6年9月17日	令和6年10月10日	0.012	24.4㎥N/h
		令和7年1月14日	令和7年2月10日	0.0053	24.2㎥N/h
		令和7年3月10日	令和7年3月24日	0.0032	24.1㎥N/h

○煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度（酸素濃度12%換算値）　　単位：g/㎥N

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※４（自主基準）
煙突	１号炉	令和6年5月29日	令和6年6月18日	<0.0006	0.04g/㎥N（0.01g/㎥N）
		令和6年7月9日	令和6年7月23日	<0.0006	
		令和6年11月18日	令和6年12月6日	<0.0006	
		令和7年1月14日	令和7年2月10日	<0.0006	
	２号炉	令和6年8月20日	令和6年9月13日	<0.0006	
		令和6年11月19日	令和6年12月6日	<0.0006	
		令和7年3月10日	令和7年3月24日	<0.0006	
	３号炉	令和6年5月7日	令和6年5月23日	<0.0006	
		令和6年7月10日	令和6年7月23日	<0.0006	
		令和6年9月17日	令和6年10月10日	<0.0006	
		令和7年1月14日	令和7年2月10日	<0.0006	
		令和7年3月10日	令和7年3月24日	<0.0007	

○煙突から排出される排ガス中の塩化水素濃度（酸素濃度12%換算値）　　単位：mg/㎥N

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※５（自主基準）
煙突	１号炉	令和6年5月29日	令和6年6月18日	<0.6	700mg/㎥N（15ppm）
		令和6年7月9日	令和6年7月23日	<0.6	
		令和6年11月18日	令和6年12月6日	<0.6	
		令和7年1月14日	令和7年2月10日	<1	
	２号炉	令和6年8月20日	令和6年9月13日	<0.6	
		令和6年11月19日	令和6年12月6日	<0.6	
		令和7年3月10日	令和7年3月24日	<0.6	
	３号炉	令和6年5月7日	令和6年5月23日	<0.6	
		令和6年7月10日	令和6年7月23日	<1	
		令和6年9月17日	令和6年10月10日	<1	
		令和7年1月14日	令和7年2月10日	1	
		令和7年3月10日	令和7年3月24日	<0.7	

○煙突から排出される排ガス中の窒素酸化物濃度（酸素濃度12%換算値）　　単位：ppm

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※６（自主基準）
煙突	１号炉	令和6年5月29日	令和6年6月18日	16	250ppm（30ppm）
		令和6年7月9日	令和6年7月23日	10	
		令和6年11月18日	令和6年12月6日	22	
		令和7年1月14日	令和7年2月10日	22	
	２号炉	令和6年8月20日	令和6年9月13日	19	
		令和6年11月19日	令和6年12月6日	21	
		令和7年3月10日	令和7年3月24日	23	
	３号炉	令和6年5月7日	令和6年5月23日	19	
		令和6年7月10日	令和6年7月23日	20	
		令和6年9月17日	令和6年10月10日	22	
		令和7年1月14日	令和7年2月10日	20	
		令和7年3月10日	令和7年3月24日	20	

備考：ng（ナノグラム）…10億分の１グラム
TEQ…毒性等量と言い、ダイオキシン類には異性体（構造が異なるもの）が多く存在し、それぞれ毒性の強さが異なる。
ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ダイオキシンの毒性を１として、それぞれの異性体の毒性を2,3,7,8-TeCDDに換算して合計したもの。
㎥N（ノルマル立法メートル）…摂氏０℃、１気圧の状態に換算した気体の体積
ppm…濃度や割合を示す単位で、100万分の１を表す。

※２：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第１条の２に規定する排出基準
※３：大気汚染防止法施行規則第７条に規定する排出基準
硫黄酸化物の排出基準は、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるＫ値規制方式であり、測定時の排ガスの流量、流速、温度の実測値により算出されるため、一定の値をとらない。
※４：大気汚染防止法施行規則第４条に規定する排出基準
※５：大気汚染防止法施行規則第５条第１号に規定する排出基準
※６：大気汚染防止法施行規則第５条第２号に規定する排出基準